

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

個人が会社が無利息で貸し付けた場合

Q：当社は、会社の資金状況が悪くなってきたので、個人（社長）から1,000万円を無利息で借り入れることにしました。

無利息で借り入れた場合でも、同族会社の行為計算の否認の規定により、利息に係る所得（雑所得）として個人が課税されることがあるそうですが、どのような場合に適用されるのでしょうか。

A：所得税法では、総収入金額に算入すべき金額は、その年において収入すべき金額としています。この収入すべき金額とは、当年において収入した金額又は収入する権利の確定した金額をいうものです。よって、無利息貸付けのようにもともと収入する権利のないものは課税対象にはなりません。

しかし、所得税法では、同族会社の行為又は計算の否認規定も設けています。同規定は同族会社の行為又は計算で、これを容認した場合において、所得税の負担を不当に減少させる結果となるときは、税務署長において計算することができるというものです。

以上により、一般的ならば利息収入があるところを、不当に所得税を減少させる結果とならない場合は、もともと収入すべき権利がないので、収入金額とならず課税しないと解されますので、多額な無利息借入れをした場合、個人が課税されることは免れないでしょう。たまたま社長が、会社が資金的に不如意であるために融資したという程度のものであれば、同族会社の行為計算の否認規定の適用はないものと思われます。

